建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について

平成16年2月26日 15監第532号

最終改正 令和7年11月12日7建企第148号

建設業法第26条第3項では、公共性のある工事については配置予定技術者の専任性が求められており、主任技術者又は監理技術者は工事現場毎に専任でなければならないこととされ、また当該技術者は受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」こととされております。

平成16年3月に国土交通省において、「直接的かつ恒常的な雇用関係にある」の雇用期間については連続して「3ヶ月以上(建設業法第26条第3項に該当する工事に限る。)」とする一定の基準が示されました。

本県においても、建設業法第26条第3項に該当する工事にあっては、配置予定技術者に「3ヶ月以上」の雇用期間を求め、以下のとおり建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について定めました。

1. 確認の対象となる工事

県が発注する建設工事で建設業法第26条第3項により、工事現場ごとに配置予定技術者の専任性が求められている工事。

- 2. 当該工事の配置予定技術者の要件
 - (1) 配置予定技術者が属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
 - (2) 直接的な雇用関係とは、入札参加者と配置予定技術者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係(賃金、労働時間、雇用、権利構成)が存在することをいいます。

恒常的な雇用関係とは、

①一般競争入札

競争参加資格確認申請書又は事後審査型入札にかかる競争参加資格審査申請書の提出 期限日

- ②簡易工事応募型指名競争入札
 - 簡易工事応募型指名競争入札参加申請書の提出期限日
- ③簡易工事応募型指名競争入札を除く指名競争入札
- 4)随意契約

入札執行日

見積書の提出日

を含め連続して3箇月以上の雇用関係があることです。

(3) 例外的な取扱い

会社合併若しくは営業譲渡若しくは会社分割又は6の特例措置による所属企業の変更等において雇用期間が3箇月に満たない場合において契約担任者が認めた場合はこの限りではありません。

持株会社の子会社が置く配置予定技術者、親会社及び連結子会社の間の出向社員に係る配置予定技術者の取扱いについては、各発注者に確認して下さい。

3. 確認に必要な書類等の届出

- (1) 監理技術者の場合、配置予定技術者を届ける様式に監理技術者資格者証の写し及び監理技 術者講習修了証(過去5年以内に登録講習を受講したことを示す監理技術者講習修了証)の 写しを貼付してください。
- (2) 主任技術者の場合、配置予定技術者を届ける様式に別表に掲げるいずれかの確認書類の写しや賃金台帳の写し(2.(2)の①~④の属する月を含め前4月分とします。)又は雇用

関係証明書(別紙様式2)を添付してください。

4. 配置(予定)技術者の雇用関係に虚偽の届出等があった場合

長崎県工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領第3条の別表1の1号に該当します。

また、関係法令に抵触する場合は当該法律を所管する機関に通知します。

5. 適用日

- (1) 平成16年4月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。
- (2) 平成16年7月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。(賃金台帳写しの4月分への変更)
- (3) 平成16年7月15日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意 契約から適用します。(原本証明及び申立書の廃止)
- (4) 平成20年7月22日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意 契約から適用します。(対象工事の変更)
- (5) 平成21年4月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。(恒常的な雇用関係の免除特例措置の追加)
- (6) 平成21年5月12日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意 契約から適用します。(監理技術者講習に関する経過措置の廃止)
- (7) 平成23年4月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。(請負者を受注者に変更)
- (8) 平成28年4月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契 約から適用します。(長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱を長崎県建設工事入札参加者 格付要綱に変更)
- (9) 令和2年12月4日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。ただし、令和2年10月1日から令和2年12月3日までの間に健康保険被保険者証の写しの提出を受け付けた場合は、発注者において当該写しの被保険者等記号・番号等部分を復元できない程度にマスキングを施すものとします。
- (10) 令和3年4月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約 から適用します。
- (11) 令和5年4月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約 から適用します。
- (12) 令和7年2月1日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意契約から適用します。
- (13) 令和7年11月12日以後に公告又は入札執行通知を行う入札及び見積合わせを行う随意 契約から適用します。

6. 恒常的な雇用関係の免除特例措置

- (1) 緊急経済雇用対策として、当分の間、開札日の属する年度の長崎県建設工事入札参加者格付要綱に基づく入札参加資格名簿(格付表)に登載されている建設業者等に雇用されていた者で、倒産を事由に退職した者を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、2に定める雇用期間を経過する以前に当該退職者を主任(監理)技術者として配置する場合であって、別紙様式1「雇用期間確認免除申立書」の提出がなされたときは、2に定める当該工事の配置予定技術者の要件のうち恒常的な雇用関係は免除します。
- (2) (1)において、「倒産」とは、①~⑤の場合で、契約担任者が当該事実があったことを確認できた場合をいいます。
 - ① 電子交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から

取引停止等を受けた事実があった場合

- ② 会社法(平成17年法律第86号)第475条又は第644条の規定に基づく精算の開始がなされた場合
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた場合
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合
- ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合
- (3) 契約担任者は、(2)の①~⑤の事実を土木部建設企画課公共工事契約指導班より送付する 倒産情報又は入札参加予定者が提出した当該事実を証する書類等により確認するものとし、確 認できない場合は、土木部建設企画課公共工事契約指導班や保証事業会社へ問い合わせるもの とします。

なお、契約担任者は、事実の確認に時間を要したり事実の確認ができなかったことにより、入 札参加予定者が入札に参加できなかったり落札者が契約を締結できなかったとしても一切責任 を負わないものとします。

- (4) (1)において、「倒産を事由に退職した者」とは、②のイ~ホの事実が発生して以降3か 月以内に退職した者をいいます。
- (5) (1)において、別紙様式1「恒常的雇用関係免除申立書」は、一般競争入札の場合は、長崎県建設工事一般競争入札実施要綱(平成15年長崎県告示第780号)第7条第2項第2号に規定する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第4号)」、簡易工事応募型指名競争入札の場合は、長崎県建設工事簡易工事応募型指名競争入札試行実施要綱(平成15年6月20日付15監第147号)第7条第3項第2号に規定する「配置予定技術者等の資格及び工事経験表(様式第4号)」、抽選型指名競争入札の場合は、長崎県土木部所管建設工事抽選型指名競争入札試行実施要綱(平成14年3月29日付13監第536号)第14条第1項に規定する届出書、指名競争入札又は随意契約の場合は、長崎県建設工事執行規則(昭和49年長崎県規則第30号)第20条に規定する「現場代理人等決定(変更)通知書(様式第12号)」の添付資料として契約担任者に提出してください。

別 表

<u>加</u>				
確認書類	根拠	所有者	作成者	備考
健康保険被保険者証(※)	健康保険法	技術者本 人	全国健康保険 協会又は健康 保険組合	5人以上の事業所に使用される 者は、被保険者となる。
源泉徴収票	所得税法		建設業者	給与の支払いをする者は、 所 得税を源泉徴収し、源泉徴収票を 支払いを受ける者に交付する義務 がある。
健康保険・厚生年金 保険被保険者標準報 酬月額決定通知書	健康保険法	建設業者	全国健康保険 協会又は健康 保険組合	事業主は使用する被保険者の標準報酬月額を都道府県又は健康保 険組合に届け出る義務があり、それに対し決定額が通知される。
住民税特別徴収税額 の通知書・変更通知 書	地方税法		市区町村	給与の支払いをする者は、所得 税の源泉徴収義務があり、住民税 の特別徴収義務者として指定され る。
技術職員名簿 (経営事項審査)	建設業法	国 土 交通省 都道府県	建設業者	経営事項審査申請書の別表
雇用保険事業者別 被保険者台帳照会	雇用保険法	建設業者	公共職業 安 定 所	労働者を雇用する事業所の事業 主は、雇用保険法の規定による各 種届出の義務を負う。

(※健康保険被保険者証の有効期限は令和7年12月1日であり、12日2日以降は確認書類から除外する。)

恒常的雇用関係免除申立書

年 月 日

契約担任者 様

受 注 者住所商号又は名称代 表 者 名

下記のとおり、配置予定者は、倒産を事由に退職した者であるため、「建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について」の規定に基づき、恒常的な雇用関係の免除を申し立てます。

記

- 1. 工事番号
- 2. 工 事 名
- 3. 技術者区分
- 4. 技術者氏名
- 5. 倒産した建設業者名 住所 名称
- 6. 倒產年月日
- 7. 退職年月日
- (注1) 「技術者区分」には、主任技術者、監理技術者のいずれかを記入すること。
- (注2) 倒産した建設業者との雇用関係を確認できる資料を添付願います。(監理技術者資格者証又は工事実績情報サービス(CORINS)など)
- (注3) 倒産年月日が確認できる資料を添付願います。(破産手続開始通知書など) なお、資料がない場合は、契約担任者の保有している情報で確認を行いますが、確認 できない場合は、申立は認められませんので、ご注意願います。
- (注4) 退職日を確認できる資料を添付願います。(雇用保険受給資格者証など) なお、契約担任者の方では当該情報を保有しておりませんので、必ず申立者が確認で きる資料を添付してください。
- (注5) 倒産した建設業者との雇用関係や倒産年月日や退職年月日が確認できない場合は、申立は認められませんので、ご注意願います。

雇用関係証明書

年 月 日

契約担任者 様

受 注 者住所商号又は名称代表者名

下記配置予定者は、雇用年月日から現在まで、当社において恒常的に直接雇用する者であることを証明します。

また、本証明書に虚偽の記載があった場合はいかなる処分についても異議申し立てをしないことを誓約します。

記

- 1. 工事番号
- 2. 工 事 名
- 3. 技術者氏名
- 4. 雇用年月日
- 5. 別表に掲げる書類により雇用関係の証明ができない理由